

児童手当制度改正 申請 [必要/不要] 確認フローチャート

問1 現在、長門市子育て支援課から児童手当または特例給付を受給していますか。

※申請者が公務員の場合は、勤務先でお手続きください。

※お子さんが長門市にお住まいで申請者が長門市外に住民票がある場合は、申請者の住所地でお手続きください。

※施設等入所中のお子さんは、児童手当の支給対象外です。

はい

いいえ

問2 大学生年代の子がいますか。

※「大学生年代」…平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれの子

はい

いいえ

問3 0歳から大学生年代までの子を合わせると3人以上になりますか(うち1人は高校生年代以下を含む)。

※「高校生年代」…平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれの子

はい

いいえ

手続きが必要です(支給額が増額となります)

※「児童手当額改定請求書」、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出をお願いします。

原則、手続きは不要です



手続きが必要です

* 今まで、所得の上限超過や高校生年代以上のお子さん^{のみ}のため児童手当を受給されていない方は、「児童手当認定請求書」の提出をお願いします。

* 対象児童が別居の場合は「別居監護申立書」の提出をお願いします。

* 大学生年代以上のお子さん^{がいて}、かつ、その子^{を含めて}、子が3人以上いる場合は、「監護相当・生計費の負担についての確認書」の提出をお願いします。

※高校生年代の児童で独立して生計を営んでいる場合は児童手当対象外です